

平成 26 年 9 月吉日

各位

経済産業省 流通政策課
観光庁 観光資源課

外国人旅行者向け消費税免税制度の一部改正について（お知らせ）

平素より観光振興等による地域活性化の推進等に関し、ご尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、外国人旅行者向け消費税免税制度については、平成 26 年 10 月 1 日から、消耗品（食品・飲料、化粧品、薬品等）が新たに免税対象となり、全品目が免税対象となります。これにより、各地の銘菓、地酒といった地域ならではの名産品も免税販売が可能となることから、訪日外国人の旅行消費を促し、これらの販売増加による地域経済の活性化が期待されているところです。

つきましては、今回の制度拡充を広報するために、別添のとおり、広報ツールを作成しております。是非、関係者様に当ツールをご案内いただき、活用をご検討いただけますと幸いです。もし、ツールをご活用いただけるようでしたら別添フォーマットにご希望部数・送付先をご記載いただき、ご提出いただけますようお願い申し上げます。なお、数に限りがございますのでご希望数が多い場合は、調整させていただく可能性がございますのであらかじめご了承ください。

<当ツールの使用にあたっての注意事項>

- ・キティちゃんを使用したポスター・冊子は使用期限を 3 月末までとさせていただきます。
- ・和柄ポスターについては、使用に特段の制限はございません。
- ・10 月 1 日より、免税店シンボルマークへの申請・登録事業者様は、キティちゃん、和柄の両デザインともに、事業者様内での各店舗での使用に限り PDF データをダウンロードのうえ印刷してご活用いただけます。

参照 URL <http://www.tax-freeshop.jp/users/login>

注）ポスターデザイン内の画像構成の編集は不可となっております。

【お問い合わせ先】

経済産業省商務流通保安グループ流通政策課

担当 大竹・高岡・川嶋

TEL:03-3501-1708 FAX:03-3501-6204

観光庁 観光戦略課 免税制度改革チーム

担当：森（内線：27-211）

古川、矢後、岡田

TEL 03-5253-8111（代表） 03-5253-8322（直通）

さあ、免税店になろう!

世界を呼び込め! 外国人旅行者をショッピングでおもてなし

免税店制度って何?

免税店を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、**消費税が免除される制度**です。

※免税対象金額（一般物品1万円超/消耗品5千円超～50万円）を満たす必要があります。

※事業用又は販売用として購入されることが明らかなものについては免税の対象になりません。



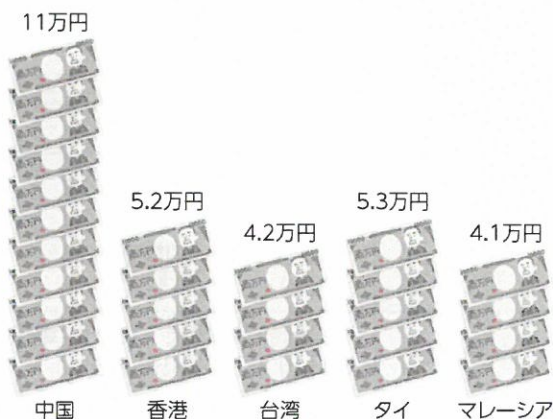
なぜ今、免税店制度なの?

外国人旅行者はショッピングが大好き

- 訪日外国人はショッピングに平均約4万5千円支出しており、特にアジアからの旅行者は、たくさん買物をされています。
- 街で外国人をよく見かけませんか? 外国人旅行者は10年前と比較して約2倍に増加しており、東京オリンピック・パラリンピック開催を追い風として、2020年2000万人に向け、今後もさらなる増加が期待されています。



訪日外国人旅行者1人あたりの買物代（国籍・地域別）



出典：平成25年訪日外国人消費動向調査

平成26年10月から免税制度を拡充

- これまで免税対象外であった消耗品（食品、飲料、薬品、化粧品等）も免税対象に加わり、お菓子や地酒など、地域ならではの名産品も免税販売できるようになりました。

全ての物品が免税対象



あなたも免税店になりませんか? 裏面を御覧頂き、まずはご相談ください。

※「免税店」とは、消費税法第8条に定める「輸出品販売場」のこと。

○免税ツール(キティちゃん)

※英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語の併記

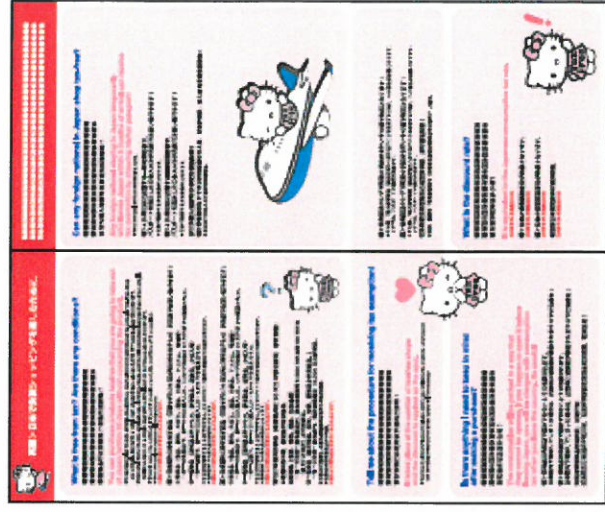


(裏表紙)

(表紙)



(中面)



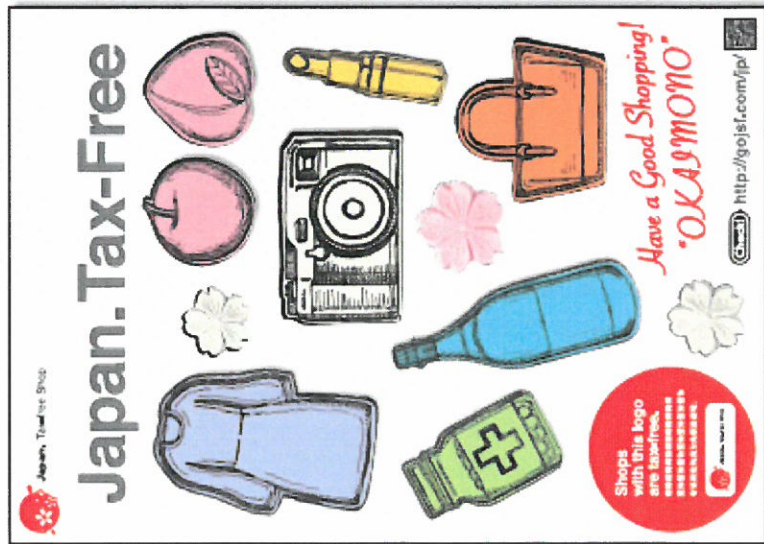
ポスター
サイズ:B1

二つ折りリーフレット
サイズ:H250mm × W100mm

※使用期限を平成27年3月末までとさせていただきます。

○免税ツール(和柄)

※英語、中国語(繁体字・简体字)、韓国語の併記



(裏表紙)



(表紙)

(中面)



ポスター
サイズ: B1

二つ折りリーフレット
サイズ: H250mm × W100mm

○掲載内容について

○ポスター掲載内容

日本土産で人気のお菓子、化粧品などもすべて免税！
買ったその場で免税！手間いらずで、たくさんお買い物！

○冊子掲載内容

Q1 何が免税になるの？条件はある？

A1. 日本国外に持ち出す商品（消費せずに30日以内に持ち出すもの）が免税でお買い物できます！

* 品目により購入条件が異なります。

①消耗品（食品、飲料、薬品、化粧品等）…同一の免税店で、同一の日に購入した、5,000円を超え50万円までの範囲のもの。

②一般物品（家電製品、服飾品、かばん等、消耗品以外のもの。）…同一店舗で、同一の日に購入した10,000円を超えるもの。

* ①と②を合算することはできません。①と②のセット販売の場合は①の条件に準じます。

* 商用目的での購入品は対象外となります。

* 国により持ち込みできないものもあります。

Q2 訪日外国人は誰でも免税でお買い物できるの？

A2. 6か月以内に出国する一時的滞在者で、パスポートを提示したご本人のみが免税でお買い物できます！

* 日本で勤務する方は対象外となります。

Q3 免税手続きの方法教えてください！

A3. 各免税店のレジで所定の手続きを行いその場で免税となります！

* その際、「購入者誓約書（商品を海外へ持ち出すことを約束する文書）」への署名が必要となります。レジでは、パスポートの提示が必要が必要です。

Q4 購入後も注意することある？

A4. 消耗品は免税店で開封できないように包装されます。日本国内で開封してしまつた場合は、出国時に消費税が徴収されますのでご注意ください！

Q5 免税される税率はどのくらいなの？

A5. 日本の消費税相当分が免税となります。